六ヶ所村建設業者等指名停止要領の一部を改正する訓令について

＜＜＜新旧対照表＞＞＞

新	旧
（趣旨） 第１条　この要領は、六ヶ所村建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成15年規則第13号。以下「規則」という。）第１条に規定する建設工事及び六ヶ所村建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成15年規則第14号。以下「関連業務規則」という。）第１条に規定する建設関連業務の適正な指名業者等（指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者をいう。以下同じ。）の選定に資するとともに、適正な施工等を促し、これらの適正な施行を図るため、有資格建設業者（規則第６条に規定する建設工事有資格者名簿に登載されている者をいう。以下同じ。）及び有資格建設関連業者（関連業務規則第８条に規定する建設関連業務有資格者名簿に登載されている者をいう。以下同じ。）に係る指名停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この要領は、六ヶ所村建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成15年訓令第６号。以下「選定規程」という。）第１条に規定する建設工事及び六ヶ所村建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成15年規則第14号。以下「関連業務規則」という。）第１条に規定する建設関連業務の適正な指名業者等（指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者をいう。以下同じ。）の選定に資するとともに、適正な施工等を促し、これらの適正な施行を図るため、有資格建設業者（選定規程第２条第１項に規定する等級名簿登載業者をいう。以下同じ。）及び有資格建設関連業者（関連業務規則第８条に規定する建設関連業務有資格者名簿に登載されている者をいう。以下同じ。）に係る指名停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。
（指名停止の効果） 第２条　有資格建設業者に係る指名停止は、指名業者等の選定に当たって、六ヶ所村建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成15年訓令第６号。以下「選定規程」という。）第３条第１項各号に掲げる事項に留意した場合において、一般的にその適格性を有していることとすることができないものとする措置とする。	（指名停止の効果） 第２条　有資格建設業者に係る指名停止は、指名業者等の選定に当たって、選定規程第３条第１項各号に掲げる事項に留意した場合において、一般的にその適格性を有していることとすることができないものとする措置とする。
２～５　（略）	２～５　（略）
（措置要件該当事案の報告） 第13条　課室等を掌理する課長等（以下「課長」という。）は、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事由が発生したと認めるときは、直ちにその旨を指名停止事由発生報告書（様式第１号）により、検査（六ヶ所村検査事務規程（平成15年訓令第８号）第３条に規定する検査をいう。）を担当する課を経由して、村長に報告するものとする。指名停止を受けている者について、第10条第１項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第11条の規定により指名停止の措置を解除すべき事由が発生したと	（措置要件該当事案の報告） 第13条　各課（室）長及び各出先機関の長は、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事由が発生したと認めるときは、直ちにその旨を指名停止事由発生報告書（様式第１号）により、当該各課（室）及び出先機関を掌理する課長等（以下「課長」という。）及び契約担当者を経由して、村長に報告するものとする。指名停止を受けている者について、第10条第１項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第11条の規定により指名停止の措置を解除すべき事由が発生したと認める場合も、同様とする。

認める場合も、同様とする。 （指名停止の通知等） 第14条　村長は、第３条から第５条までの規定により指名停止の措置を行なったときは、その旨を課長に通知するものとする。第10条第１項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第11条の規定により指名停止の措置を解除した場合も、同様とする。 ２～５　（略）	 （指名停止の通知等） 第14条　村長は、第３条から第５条までの規定により指名停止の措置を行なったときは、その旨を契約担当者に通知するものとする。第10条第１項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第11条の規定により指名停止の措置を解除した場合も、同様とする。 ２～５　（略）